

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の見直しについて

1 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の概要

- (1) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の未然防止を図るため、平成2年5月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」（平成2年環境庁水質保全局長通知。以下「指針」という。）が定められた。
- (2) 国の指針は、現状の知見等からみて可能な範囲で水質汚濁の未然防止に資する対処の方策を明らかにし、地方公共団体が水質保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となるよう定められており、農薬に係る水質調査の方法、排水中の農薬濃度が超えてはいけない値（指針値）及び排水中の農薬濃度が指針値を超える場合の措置等を示している。
- (3) 指針の対象農薬については、ゴルフ場で使用されている農薬の中から全国的にみて主要なものについて、現在得られている知見等を基に、人の健康に関する視点を考慮して選定されてきたが、指針見直しにより、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準（以下「水濁基準値」という。）が定められている農薬についても指針の対象となり、指針の対象農薬は随時追加されている。（平成28年11月現在、指針の対象農薬は269物質である。）

2 指針で定める指針値

指針値は、人がある物質を一生にわたって毎日摂取し続けても、健康に悪影響がでない量（一日摂取許容量。以下「ADI」という。）を基礎として設定されている。

具体的には、国民1人の1日の飲水量を2Lとし、排水水が河川等に流入するときに10倍に希釈されるものと仮定し、飲料水経由の曝露の配分をADIの10%を原則として設定されている。

また、水濁基準値が定められている農薬については、水濁基準値の10倍値を指針値としており、水濁基準値についてもADIを基礎として設定されている。

3 見直し内容

次のとおり、指針に基づく農薬が一部削除され、指針値が変更された。

表 指針に基づく農薬及び指針値の見直し内容

(単位: mg/L)

農薬名	改正前	改正後
オキシシン銅 (別名有機銅)	0.4	0.2
ピリダフェンチオン	0.02	削除
アシュラム	2	10
テルブカルブ (別名MBPMC)	0.2	削除
ベンスリド (別名SAP)	1	削除
ペンディメタリン	1	3.1
ベンフルラリン (別名ベスロジン)	0.8	0.1
ジフェノコナゾール	0.3	0.25
チフルザミド	0.5	0.37
トリフルミゾール	0.5	0.39
エトキシスルフロン	1	1.4
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPA ナトリウム塩	0.05 (MCPAとして)	0.051 (MCPAとして)